

電子計算機応用部 部則

第 1 章 名称

第 1 条

本クラブは京都産業大学 Computer Applications Club(電子計算機応用部) 略称 C.A.C. と称する。

第 2 章 所在地

第 2 条

本クラブは本部を、京都市北区上賀茂本山京都産業大学におく。

第 3 章 目的

第 3 条

電子計算機のプログラミングオペレーションの知識を深め、種々の電子計算機により技術及びさまざまな応用問題を分析、研究すると同時に学生間の親睦及び社会に貢献する人間を形成する事を目的とする。

第 3 章 資格

第 4 条

本クラブ員の資格は京都産業大学学生で有る事を必要とする。本クラブ員は本学のいかなる学部にも属してもさしつかえない。入部受付はいつでも良いとし、新入部資格は、1・2・3回生に限る。本学もしくは本学に関係の深い団体に属するもので、特に本クラブ活動への参加を希望するものは、幹部会にその由、願い出る事が出来る。部員の資格なくして特別に参加を願い出た者については、幹部会は、これを許可することが出来る。

第 5 条

本クラブ卒業生を C.A.C.OB 会員に迎える事が出来る。

第 5 章 部員の権利及び義務

第 6 条

本クラブ部員は全て C.A.C. 活動に参加する権利を有する。

第 7 条

本クラブ部員は、学内・学外を問わず本クラブ公式行事に参加協力する義務を負う。

第 8 条

削除

第 9 条

削除

第 10 条

削除

第 11 条

本クラブ活動を連日に渡って欠席する場合に休部とする。

第 12 条

本クラブ部員は、プログラミング班、ミュージック班、グラフィックス班のいずれかに所属する権利を持ち、義務を負う。

第 6 章 定例総会

第 13 条

本クラブは本クラブ最高決議機関として C.A.C. 定例総会を持つ。

第 14 条

定例総会の議長、副議長その他は役員会により決定する。

第 15 条

定例総会の定足数は本クラブ 3 回生以下の部員数の三分の二とする。

第 16 条

総会の決議は原則として出席部員の過半数をもって成立する。

第 17 条

総会は毎月 1 回開くことを原則とする。但し、休暇中はこの限りではない。

第 18 条

総会の日時は 7 日以前よりメール連絡を以って部員に知らせる。但し、緊急止む得ない場合はこの限りではない。

第 19 条

臨時総会を開く場合は役員会議でこれを決定し、連絡方法は第 17 条に従う。

第 7 章 幹部・役員構成

第 20 条

本クラブは下記の幹部・役員を置く。

第 1 項 幹部会役職

1. 主幹
2. 副主幹
3. 財務責任者、教務責任者、庶務責任者、各 1 名
4. 財務担当者、教務担当者、庶務担当者、各若干名

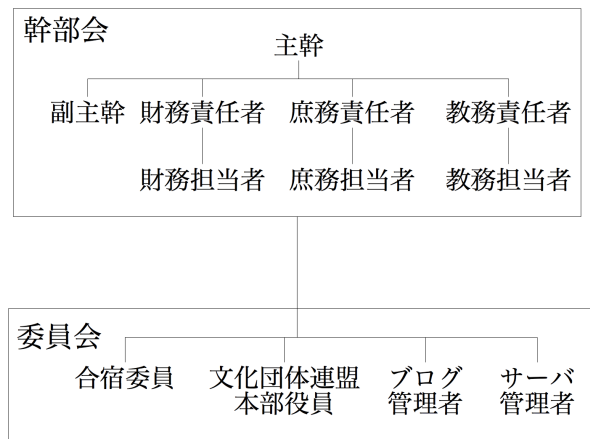
第 2 項 役員会役職

5. 文化団体連盟本部役員、1 名以上
6. 合宿委員、2 名以上
7. ブログ管理者、1 名

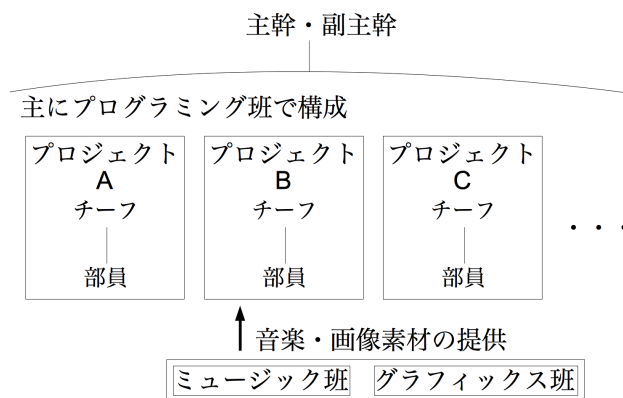
8. サーバ管理者、1名

第 21 条

組織図役職の組織図は次の通りとする。



プロジェクトの組織図は次の通りとする。



第 8 章 幹部会

第 22 条

本クラブ幹部会は本クラブ幹部で構成する。

第 23 条

C.A.C. 幹部会は C.A.C. 活動の最高執行機関とする。

第 9 章 役員会

第 24 条

C.A.C. 役員会は本クラブの役員とする。

第 25 条

C.A.C. 幹部会、役員会を合わせたメンバーを C.A.C. の決議機関とする。

第 10 章 幹部の任務

第 26 条

主幹は本クラブの最高責任者として本クラブを代表し、C.A.C. 活動を統制し、円滑なクラブ運営に努める。

第 27 条

副主幹は主幹を補佐し、主幹に支障のある場合はその任務を代行する。

第 28 条

財務責任者、教務責任者、庶務責任者は主幹及び副主幹の下で各担当者を指導し部の発展、活動の円滑化に努める。

第 29 条

各担当者は所属責任者の指揮に従いその幹部を遂行する。

第 11 章 幹部・役員の任期

第 30 条

役員の任期は 12 月 1 日より翌年の 11 月 30 日迄とする。但し、11 月 30 日時点で幹部改選が終了していない場合は、幹部改選終了迄とする。

第 31 条

役員の再選はこれを妨げない。

第 12 章 幹部・役員選出

第 32 条

幹部・役員は総会において決定する。

第 13 章 部費

第 33 条

本クラブは幹部会の定めるところにより入部金及び部費を徴収する。

第 14 章 賞罰

第 34 条

本クラブにおいて顕著なる活動を功績大なる者に対しては幹部会がこれを賞する。

第 35 条

C.A.C. 活動の統制秩序を乱す者は幹部会において処分する。

第 15 章 施行細則

第 36 条

本クラブ部則施行細則は議決機関により別に定める。

第 16 章 改廃

第 37 条

本クラブ部則は C.A.C. 総会において出席部員の三分の二をもって改廃する。

第 17 章 附則

第 38 条

本部則は昭和 48 年 11 月 20 日より施行する。

第 39 条

第 7 章・第 19 条、第 20 条、および第 10 章・第 27 条を改定、昭和 61 年 12 月 1 日より施行する。

第 40 条

第 4 章・第 5 条、第 6 条、第 7 章、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条を改定、平成 22 年 12 月 1 日より施行する。

第 41 条

第 15 章、第 20 条、第 21 条を改定、平成 23 年 11 月 16 日より施行する。

第 42 条

第 21 条を改定、平成 25 年 12 月 1 日より施行する。

第 43 条

第 12 条、第 21 条、第 30 条を改定、平成 26 年 12 月 3 日より施行する。